

NISA を活用しよう

新 NISA

(少額投資非課税制度)

2024年より新たな NISA 制度が始まりました。

NISA 制度の恒久化

非課税期間は無期限

つみたて投資枠と
成長投資枠の併用が可能

非課税保有限度額
(生涯投資枠) の設定

| | つみたて投資枠 | 成長投資枠 |
|---------------|---|----------------------------|
| 口座開設可能期間 | 2024年1月～恒久化 | |
| 制度選択 | 併用可能 | |
| 非課税保有限度額 | 1,800万円※1 (但し 成長投資枠では 1,200万円) | |
| 年間の投資限度額 | 120万円 | 240万円 |
| 非課税保有期間 | 無期限 | |
| 対象商品 | 投資信託 (一定の銘柄)※2 | 上場株式、ETF、投資信託等 (一部除外)※3 |
| 投資方法 | 積立のみ | 積立及びスポット |
| 対象年齢 | 18歳以上 | |
| 旧 NISA 制度との関係 | 2023年までの旧 NISA 制度 (一般 NISA 及びつみたて NISA) で投資した商品は新 NISA 制度の外枠で非課税措置を適用 ※旧 NISA から新 NISA へのロールオーバーは不可 | |

※1 簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能) ※2 積立、分散投資に適した一定の商品

※3 ①整理・管理銘柄 ②信託期間 20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託を除外

NISA 制度に関する留意事項

●NISA 制度の改正に伴い、従来の「一般 NISA」および「つみたて NISA」(以下、「従来の NISA」といいます)での投資は 2024 年以降できなくなりました。●従来の NISA での投資分は、2024 年以降の NISA の非課税保有限度額 (総枠) とは別枠で、当初の非課税保有期間終了まで非課税のまま保有することができます。ただし、当該非課税保有期間中、もしくは期間終了時に 2024 年以降の NISA に移管することはできません。●NISA 口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座 (一金融機関) の開設となります。また同一年に複数の金融機関の NISA 口座で、金融商品の購入はできません。●NISA 口座は、1 年単位で金融機関を変更することができます。ただし変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。●NISA 口座以外の口座で保有されている投資信託等を NISA 口座に移管することはできません。また、NISA 口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関の NISA 口座に移管することはできません。●NISA 口座で設定されている年間非課税投資枠は、保有している投資信託等を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。●累計の非課税保有額については、保有している投資信託等を売却した場合、翌年以降その非課税枠を再利用することができます。その場合、簿価 (取得価額) 残高方式で管理されます。●収益分配金を NISA 口座で再投資する場合は、新たに非課税投資枠を使用することになります。●NISA 口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができます。また損失の繰越控除の適用も受けることができます。●投資信託の分配金のうち元本払戻金 (特別分配金) についてはそもそも非課税のため、NISA 口座の非課税メリットを享受することができません。●NISA 口座で購入できるのは、当金庫が取扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたて投資枠では定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額買付サービスのお申込みが必要です。●つみたて投資枠では、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年 1 回通知いたします。●基準超過日 (NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以降 5 年を経過した日) ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準超過日から 1 年以内に確認できない場合、累積投資勘定への対象商品の受け入れができなくなります。

投資信託のご注意事項

●投資信託をご購入時等に各種手数料が必要となります (購入時手数料 (申込代金の最大 3.30%) + 運用管理費用 (信託報酬として純資産総額に対し最大年 2.42%) + 信託財産留保額 (換金時の基準価額の最大 0.3%))。詳細は各商品の交付目論見書等でご確認ください。●投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身の負担となります。●投資信託は預金保険の対象ではありません。●当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。●当金庫は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。●投資信託をご購入の際は、店頭窓口にご用意している交付目論見書等を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●この資料は、大阪シティ信用金庫が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。●投資信託のお取引はクーリングオフの対象になりません。

くわしくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

信頼で地域とつながる
 大阪シティ信用金庫

商号等/大阪シティ信用金庫
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号
加入協会/日本証券業協会

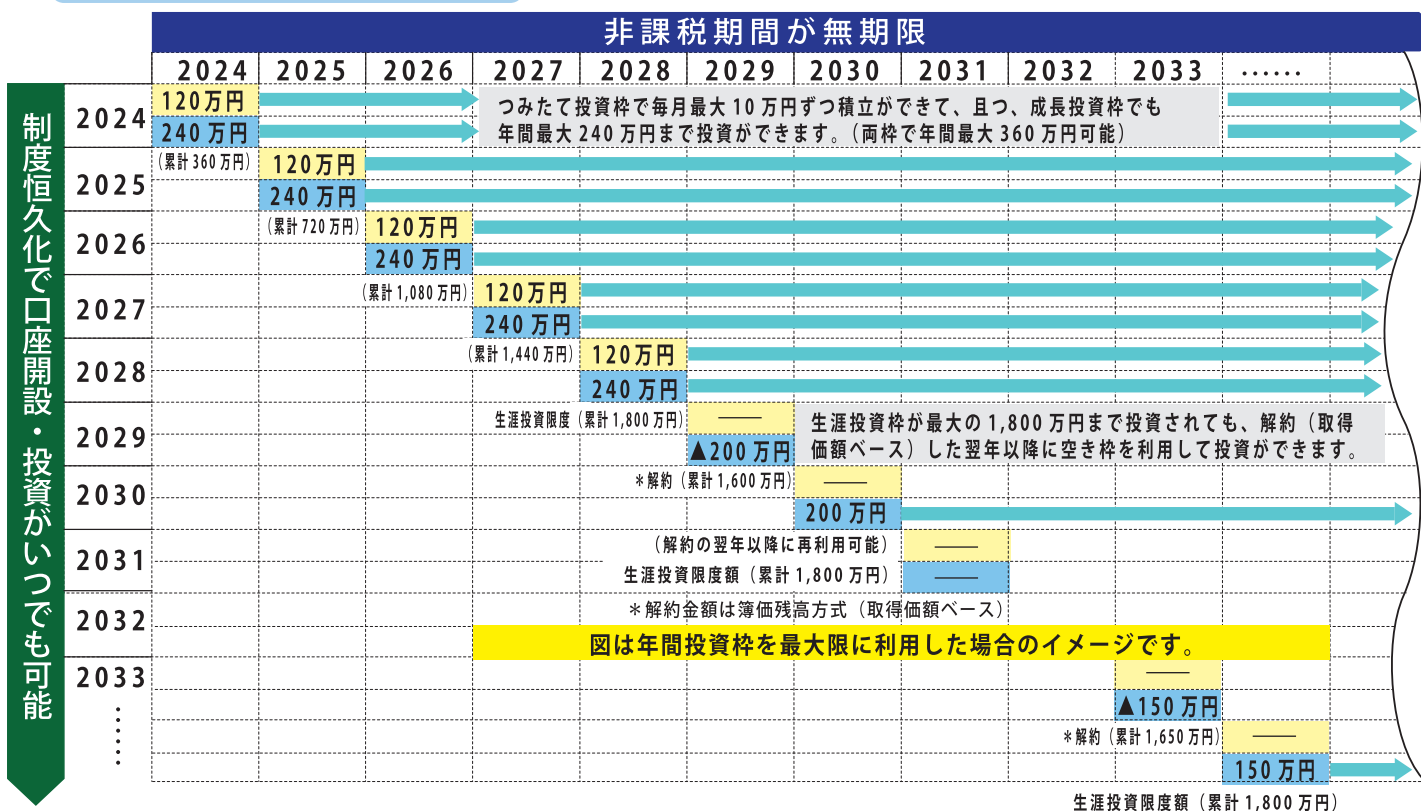
<新NISAのポイント>

| | |
|--------------------------|--|
| NISA 制度の恒久化 | NISA 制度は恒久化され、年度に関係なく、いつでも口座開設の申込ができ、また投資枠以内であればいつでも投資できます。 |
| 非課税期間は無期限 | 購入した投資信託は償還を除けば無期限で保有することができます。 |
| つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能 | つみたて投資枠で年間 120 万円と成長投資枠で年間 240 万円を両方で利用することができます。 |
| 非課税保有限度額（生涯投資枠）が設けられました。 | 生涯投資枠として全体で 1,800 万円（ただし、成長投資枠では 1,200 万円）を限度に投資することができます。また枠の再利用（解約した翌年以降に利用）も可能です。 |

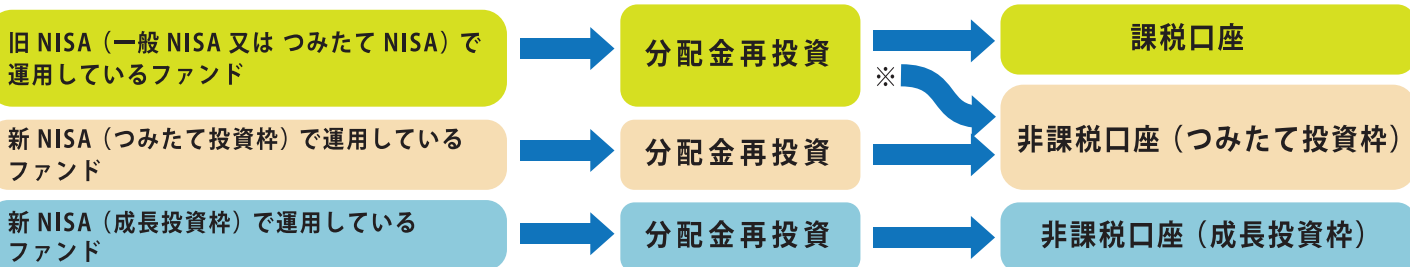
<新NISAのイメージ>

つみたて投資枠 年間120万円

成長投資枠 年間240万円



<分配金再投資の取扱いについて>



※ 旧つみたて NISA で保有のファンドと同じファンドをつみたて投資枠で保有の場合に限り、つみたて投資枠で再投資されます。

<NISA 申込について>

| | |
|---------------|--|
| NISA の利用申込み方法 | NISA を利用するにはあらかじめ信用金庫に「非課税口座開設届出書（当金庫にご用意しています。）」を提出し、信用金庫が税務署から非課税口座の開設ができる旨の提供を受けることが必要です。なお、口座開設数は 1 人 1 口座に限られます。（金融機関を変更した場合を除く。） |
| 口座を開設できる人 | NISA 口座を開設する年の 1 月 1 日時点で 18 歳以上の日本居住者等の方です。 |
| 用意する書類 | 手続きには、個人番号（マイナンバー）の告知が必要となります。（但し、既に当庫に個人番号（マイナンバー）の告知をいただいている方は不要です。） |